

指定採水員指定講習会（更新）兼 浄化槽技術研修会について

1. 「指定採水員指定講習会（更新）兼 浄化槽技術研修会」とは

平成27年度まで別々に開催していた「指定採水員指定講習会（更新）」と「浄化槽技術研修会」を併せて開催するものです。

（1）「指定採水員指定講習会（更新）」とは

福岡県（北九州市及び大牟田市を除く区域）における浄化槽法第11条に基づく検査の試料採取については、福岡県の指導監督のもとに当協会が開催する講習会（以下、「指定採水員講習会」という。）を受講した者（以下、指定採水員という。）でなければならないと規定されています。

「指定採水員指定講習会（更新）」は、既に指定採水員である方が引き続き3年間の指定を受けるための講習会です。

なお、指定採水員の指定を新たに受けようとする方は、別途開催する「指定採水員指定講習会（新規）」を受講して下さい。

（2）「浄化槽技術研修会」とは

浄化槽技術者を対象に、維持管理技術の向上を目的として開催する研修会です。

毎年、浄化槽関連機器メーカーなどを講師として招き、浄化槽の維持管理に有用な情報を提供しています。また、浄化槽関連機器メーカーや商社の協力により最新機器の展示ブース等も設けています。

2. 対象者

（1）指定採水員の更新期限が令和2年3月31日をもって満了する方で、引き続き指定採水員の指定を受けようとする方。

（2）浄化槽関係事業者の方。（どなたでも受講できます。）

ただし、（1）に該当する方は必ず受講して下さい。（該当者が所属する事業所には、該当者の名簿をお送りします。）

また、（1）に該当しない指定採水員の方が、この講習会兼研修会を受講すると指定採水員の指定期間が令和5年3月31日まで延長されます。

なお、新たに指定採水員の指定を受けようとする方は、この講習会兼研修会を受講されても指定採水員には指定されませんのでご注意下さい。令和2年2月に開催予定の「指定採水員指定講習会（新規）」を受講して下さい。開催については、後日、ご案内します。